

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(3) 令和6年度 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 1 令和6年度 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料1 令和6年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和6年度出資法人「経営改善及び連携活用に関する取組評価」の審議結果について

令和7年8月28日

健康福祉局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和6(2024)年度)

法人名 (団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
------------------	---------------------	------------	-----------------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針												
法人の概要	<p>1 法人の事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害被認定者の閉そく性呼吸器疾患に係る検査、検診に関すること ・被認定者の保健福祉に関すること ・被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること ・被認定者の応急医療に関すること ・広く市民に対する大気汚染等による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防に関すること ・その他目的を達成するために必要な事業 <p>2 法人の設立目的</p> <p>川崎市市長及び横浜市市長が認定した公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的としています。</p> <p>3 法人のミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎・横浜公害保健センターは、川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、広く川崎・横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与する専門施設として設立されたものです。 ・両市の公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことにより認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を行い、更には広く市民に呼吸器疾患に係る予防事業を行うことにより、両市における環境保健事業の効果的推進に寄与しています。 											
本市施策における法人の役割	<p>川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害に係る専門施設として設立され、被認定者への医学的検査やリハビリテーション事業、また市民に対する呼吸器健康相談事業を実施することにより、被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、広く市民への呼吸器疾患の予防を図っていることから、本市の環境保健事業を推進する役割を担っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">政策</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 法人の取組と関連する市の計画 市総合計画上関連する政策等 </td> <td style="vertical-align: top;">政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる</td> <td style="vertical-align: top;">施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">関連する市の分野別計画</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>				政策	施策	法人の取組と関連する市の計画 市総合計画上関連する政策等	政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	関連する市の分野別計画	—	
	政策	施策										
法人の取組と関連する市の計画 市総合計画上関連する政策等	政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり										
関連する市の分野別計画	—											
現状と課題	<p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害の新規認定が昭和63(1988)年3月の第1種指定地域の指定解除により既に終了し、被認定者も年々、減少しており、検査・検診事業が減収傾向にあると言えます。 ・組織面では、令和元年度に正規職員が定年となり、在職している職員は、嘱託職員及びパート職員です。 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被認定者数は減少傾向にあるものの、40～50代の被認定者が多数存在しており、公害保健センターが担う役割は今後も継続して必要とされています。 ・また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に基づく収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業を充実させることが求められます。 ・組織面では今後、職員間の円滑なチームワークを向上させるとともに、緊急時の執行体制を構築し、安定した事業継続を図る必要があります。 											
取組の方向性	<p>1 経営改善項目</p> <p>今後は、収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業の委託事業の増加の検討と事業実施手法を含めた執行体制を確立するほか、少人数職員による効率的・安定的な事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。</p> <p>2 連携・活用項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害保健センターの主な設立目的は、公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、市民への大気汚染による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防となっています。 ・特に、被認定者の医学的検査結果を基に判断する認定審査においては、公平性の確保が重要であるため、客観的事実に基づいたデータ収集に注目しながら検査を実施しています。 ・また、呼吸機能訓練等の保健福祉事業の実施や、呼吸器健康相談等の健康被害予防事業の実施により、公害保健センターが本市の環境保健事業の一翼を担っていることから、今後も当法人と連携し、本市環境保健事業を推進していきます。 											

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4年計画の目標

・公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことで、本市における認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を実施し健康の回復と福祉の向上に寄与すること、また、広く市民に対して呼吸器疾患に伴う予防事業等を行うことにより、環境保健事業の効果的な推進に寄与することを目標にしています。特に、被認定者の医学的検査、認定更新や障害程度の見直し等については、専門性が高く、長年にわたる医学的データが蓄積されていることから、被認定者の専門施設として当法人を今後も活用していくことが効果的です。

・今後、被認定者が減少していく中で、検査・検診事業が減収傾向となる一方、相対的な固定費の割合の増加が見込まれることから、呼吸機能訓練等の保健福祉事業や呼吸器健康相談等の健康被害予防事業に注力する必要があります。

・委託事業等の事業実施手法を含めた執行体制の確立とチームワークの向上により安定した事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2024)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	検査・検診事業	受診率	84	88	54	%	d	E	II
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	12,622 (19,277)	12,484 (19,883)	11,254 (16,083)	千円	1)	(3)	
②	保健福祉事業	呼吸機能訓練教室参加者数	164	212	241	人	a	A	II
		「満足」と回答した者の率	90	94	95	%	a		
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	3,660 (3,660)	4,900 (4,900)	4,265 (4,265)	千円	1)	(1)	
③	健康被害予防事業	呼吸器健康相談参加者数	49	54	32	人	d	C	II
		「満足」と回答した者の率	98	96	100	%	a		
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	3,307 (3,307)	5,400 (5,400)	3,466 (3,466)	千円	1)	(2)	

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2024)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	効率性の高い業務運営・改善	経常収支比率	91.6	87.3	89.8	%	a	C	II
		正味財産の額	147,846	118,406	107,612	千円	c		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2024)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	効率的・効果的な組織運営	研修会参加後のフィードバック件数	—	6	6	件	a	A	II

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【 I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和5(2023)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

川崎市の「川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について」を踏まえ、法人として対応していきます。令和8年度事業終了に向けた民間医療機関等への円滑な移行にセンターとしても被認定者に寄り添いながら、行政と連携して最大限の努力を行います。また、物品購入や建物補修なども事業終了までの必要最小限の範囲で執行することや事業規模の減少に合わせた人員体制の見直しも図る必要があります。このような状況の変化がある中、医療の質や安全・安心の確保は、これまで以上に入念に取り組む必要があります。

【令和6(2024)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

本市が示した「川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について」を踏まえ、法人として、今後の対応について検討を継続していく必要があります。これまでセンターに委託してきた事業に関して、事業移行に向けて、本市は、被認定者へ個別の御案内・架電等により、不安の解消などの対応をしており、法人においては、委託の終了及び補助金の廃止まで、安定した運営に取り組むとともに、民間医療機関等を活用した事業への円滑な移行に寄与することを期待します。また、引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら、受託事業を着実に実施していく必要があり、本市の医学的検査については、被認定者の状態に応じ、安心・安全に検査を受検できるよう対応していくとともに、呼吸機能訓練・呼吸器健康相談については、参加者に満足いただけるよう着実な事業実施に努めることを期待します。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和6(2024)年度)

事業名	検査・検診事業
計 画 (Plan)	
現状	川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者を対象とし、1年ごとに行う障害程度の見直しと、3年ごとの認定更新の審査に必要な検査・検診をセンターで行い、必要なデータを両市に提供しています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、検査・検診事業の実施予定回数65回のうち、17回が中止となり、受診率が57%と大幅に減少しました。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の被認定者数について、受診率を指標として医学的検査の受診者数を確保します。 ・認定更新期限が満了する3か月前に、被認定者に認定更新案内を通知することにより、周知を行います。 ・認定更新のサイクルによる年度ごとの受診者や、高齢化に伴う参加者の減少傾向等を見込み、被認定者が、どの程度センターの医学的検査受診するのかを把握するため、各年度の受診率を推計します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害の補償等に関する法律及び川崎市健康被害補償条例の規定に基づき、コスト削減に努めながら、被認定者の認定更新及び障害程度の見直しに係る医学的検査を実施します。 ・最大7項目(肺機能検査、血液検査、胸部X線検査、心電図検査、経皮的動脈血酸素飽和度測定検査、動脈血ガス分析検査、喀痰検査)のうち、必要に応じた検査を行います。 ・被認定者には基礎疾患のある高齢者のほか、付き添いが必要な方や施設からの来所者など、センターでの受診に介助が必要な方もいるため、受診者数を確保するため柔軟に対応してまいります。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律及び川崎市健康被害補償条例の規定による1年ごとの障害程度の見直し及び3年ごとの認定更新に係る医学的検査を実施しました。</p> <p>検査・検診では、最大7項目(肺機能検査、血液検査、胸部X線検査、心電図検査、経皮的動脈血酸素飽和度測定検査、動脈血ガス分析検査、喀痰検査)について、必要に応じた検査を実施しました。</p> <p>受診者数を確保するため、被認定者に対して認定更新期限が満了する3か月前に、認定更新案内を通知することにより、受診の機会を確実に確保しました。</p> <p>また、急な予約日の変更にも対応するとともに、基礎疾患のある高齢者、付き添いが必要な方など、センターでの受診に介助が必要な方もいるため、受診者の状態に応じ、柔軟に対応しました。</p>
----------------	--

評価 (Check)									
本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	受診率		目標値		88	88	88	88	%
	説明	公害健康被害補償法に基づく障害程度の見直し及び認定更新に伴う医学的検査の受診者数÷年度当初の被認定者数(川崎市分)	実績値	84	86	80	54		
指標1 に対する達成度			d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
<p>・被認定者は減少傾向にあり、また、公害保健センターではなく近隣の医療機関で受検する被認定者が増えており、加えて、センターへの検査委託事業の令和8年度委託の終了方針に伴い、市が円滑な移行を進めるため受検予定者に民間医療機関等での受検案内を行った結果、センターでの受検者数が大幅に減少したため、目標値は達成できませんでした。</p>									
 本市による評価	達成状況		区分		区分選択の理由				
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		E		被認定者の受検の機会を確保するため、予約日の変更など柔軟に対応を行ったが、近隣の医療機関で受検を希望する被認定者が増加したことなどにより、成果指標である「受診率」は、目標の88%を達成することができなかったため。				
行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		16,453 (26,204)	12,484 (19,883)	12,484 (19,883)	16,453 (26,204)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)	実績値	12,622 (19,277)	13,025 (16,960)	12,660 (17,126)	11,254 (16,083)		
行政サービスコスト に対する達成度			1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
<p>・検査・検診の行政サービスコストについて、令和6年度は、大規模修繕を見送ったため、目標値の範囲内となりました。</p>									
 本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)		区分		区分選択の理由				
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である		(3)		被認定者は減少傾向にあること、近隣の医療機関で受検する被認定者が増加していること、医学的検査の委託の終了方針を決定したことなどから、センターでの受検者数が大幅に減少し、本市施策推進における指標の目標値を達成していないため。なお、法人においては、委託の終了まで引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら着実に受託事業を実施していく必要がある。				
改善 (Action)									
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性			方向性区分	方向性の具体的内容					
			II	<p>・センターへの検査委託事業の令和8年度終了方針に伴い、被認定者の混乱を避けるため民間医療機関への円滑な移行を進めることが、結果としてセンターでの受検者数が減ることは止むを得ません。こうした状況の変化により令和8年度末をもって取組を終了すべきと判断します。</p> <p>・委託の終了までは、医療の質や安全・安心を確保しつつ、可能な範囲でコスト削減に努めながら、着実に受託事業を実施していきます。</p>					

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

本市施策推進に向けた事業取組②（令和6（2024）年度）

事業名	保健福祉事業
計 画（Plan）	
現状	<p>公害健康被害被認定者の損なわれた健康の回復、保持増進と福祉の向上を目的として実施する事業であり、公害保健センターに本市が委託し、各分野の専門家による日常生活における療養の方法、呼吸指導等の訓練等、毎月1回の呼吸機能訓練教室を開催しています。また、被認定者全員に案内通知を発送し参加を募るとともに、参加者に対しては年度末にアンケート調査を行っています。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数確保のため、被認定者への個別通知やチラシ配布等、広報の充実を図ります。 ・アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「呼吸機能訓練教室11回」及び「知識普及講演会2回」（成人ぜん息患者や一般市民を含む）を実施します。 ・事業を実施する場合には、参加者はぜん息など基礎疾患のある方が多いため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスクの着用や体温測定、手指・器物の消毒を徹底し、参加者等の安全対策の確保に努めるとともに、アンケートなどから参加者が満足していただけるような事業内容の充実を図ります。 ・呼吸機能訓練教室は、公害健康被害被認定者だけでなく、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の呼吸器疾患罹患者も対象としており、健康の回復・増進だけでなく、予防に伴う自己管理能力の向上も目的として実施します。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 本事業は被認定者や呼吸機能が低下した人を対象とした教室であり、被認定者等への個別通知やチラシの配布などにより教室の開催を周知しました。また、呼吸機能訓練教室では全身ストレッチや気功療法などを、知識普及講演会では医師による講演を継続して実施しました。なお、令和6年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策を行いながら、目標値を上回る241人が受講しました。</p> <p>【指標2関連】 被認定者を対象とした「呼吸機能訓練教室13回」（成人ぜん息患者や一般市民を対象とした「知識普及講演会2回」を含む）に参加した者に対して、アンケートを実施した結果、「満足」と回答した参加者は95%でした。また、令和6年度のアンケート結果については、市と公害保健センターで共有したほか、講義より実技の時間を多くという参加者のニーズにあった内容を令和7年度事業計画に反映させました。</p>
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	呼吸機能訓練教室参加者数	目標値	164	180	212	212	212	人
	説明 年間の総参加者数	実績値		255	317	241		
2	「満足」と回答した者の率	目標値	90	92	93	94	95	%
	説明 教室終了後にアンケートを実施	実績値		98	96	95		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・年間の参加者数については、感染症予防対策の取組を進めつつ、医師による講演を継続して取り入れるとともに、講義だけではなく吸入練習器を使って呼吸の仕方を伝えるなど講演内容を工夫したため、目標値を上回りました。また、教室終了後に実施したアンケート結果では、「満足」と回答した者の率も、目標値を上回りました。

	達成状況	区分 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	区分選択の理由 参加者のニーズをアンケートから把握し、講演内容に取り入れる等の工夫をしたことにより、参加者数及び満足度は目標値以上を達成し、呼吸器に不安のある市民の健康維持・増進に寄与したため。
--	------	--	---	--

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	3,660 (3,660)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	千円
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値		3,826 (3,826)	4,305 (4,305)	4,265 (4,265)		

行政サービスコスト に対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
----------------------	----	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・呼吸機能訓練教室の年間の総参加者数は令和5年度と比較して76人減少しましたが、極力既存の人員と機材に対応することにより経費を縮減し、行政サービスコストの目標値を達成しました。

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分 (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(1)	区分選択の理由 行政サービスコストの目標値の範囲内で、本市施策推進に関する指標の目標値を上回るとともに、被認定者及び呼吸器に不安のある市民の健康維持・増進に寄与したため。なお、法人においては、委託の終了まで引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら着実に受託事業を実施していく必要がある。
---	---	--	-----	---

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和6(2024)年度)

事業名 健康被害予防事業

計 画 (Plan)

現状	呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的として、呼吸器健康相談を実施しています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者確保のため、現状の広報手段である市政だより等での啓発を活用していきます。 ・アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象に呼吸器に関する保健師の面談のほか、必要に応じて肺機能検査や一酸化窒素の測定、X線撮影などを行う呼吸器健康相談を年間で18回実施します。 ・参加者数を確保するための広報活動(タウン誌等)を行い、潜在的な患者を早期に発見して自己管理等の方法を指導します。 ・事業を実施する場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてマスク着用のほか、パーテーションの設置や体温測定、手指・器物の消毒を徹底し、参加者の生活環境や症状の事前把握に努め、満足していただけるような事業内容の充実を図ります。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 令和6年度の公害保健センターにおける所定の呼吸器健康相談は、参加者数を確保するための広報活動(タウン誌等による複数区広報)を行うなど参加者数の確保に取り組みました。なお、令和6年度は17回開催しました。</p> <p>【指標2関連】 参加者に対してアンケートを実施した結果、「満足」と回答した率は100%でした。アンケート結果からは、日頃の病状の対処方法などを懇切丁寧に説明したこと、参加者の呼吸器に関する悩みをじっくりと傾聴したことなどの点がよかったとの回答がありました。</p>
-----------------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	呼吸器健康相談参加者数	目標値	49	54	54	54	54	人
	説明 年間の総参加者数(ただし、イベント等への出張相談による分は除く)	実績値		42	45	32		
2	「満足」と回答した者の率	目標値	98	96	96	96	96	%
	説明 健康相談実施後にアンケートを実施	実績値		100	100	100		

指標1 に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・市政だよりへの掲載やタウン誌への広告などにより、事業周知をきめ細かく行ったものの、当初予定していた開催回数(18回)より1回少ない17回となり、参加者数についても目標値を下回りました。一方、アンケートでは参加者全員が満足と回答しており、参加者の呼吸器に関する悩みなどを十分に傾聴したことから目標値を達成できました。

	区分	区分選択の理由
	達成状況 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	3,307 (3,307)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	千円
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値		3,747 (3,747)	3,444 (3,444)	3,466 (3,466)		
行政サービスコスト に対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・感染予防対策に注意しながら概ね順調に事業活動を遂行しました。事業別の行政サービスコストは、既存資源の活用により、目標値を達成することができました。

	区分	区分選択の理由
	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	(2)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

2. 経営健全化に向けた取組①（令和6（2024）年度）

項目名	効率性の高い業務運営・改善
計 画（Plan）	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人の本質により、各事業の黒字化を抑制する収支相償が求められるため、経常収支比率や正味財産の額の推移に留意することにより、効率的かつバランスの取れた事業運営を行ってきたところですが、平成30年度末でアレルギー相談血液抗体検査事業が終了となったことや新型コロナウイルス感染症の影響による収益減により、令和元年度・2年度と経常収支比率は、平成30年度までの比率と比べ、遞減傾向にあります。 ・各事業の収支バランスを令和元年度のまま継続した場合の経常収支比率は85～86%程度での推移となり、正味財産の額は、毎年1,100万円前後の減少となる見込みであることから、その改善や抑制が必要です。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率や正味財産の額の推移を指標として、組織運営上、各事業を効率的に運営し、収支バランスに留意していきます。 ・具体的には、事業手法の見直しを行いつつ、事業収支の効率性を考慮した事業運営を行うことにより、経常収支比率は87～89%程度、正味財産の額は毎年900～1,000万円弱の遞減に留められるよう改善を図っていくものとします。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に求められる各事業の収支相償を念頭に置いて、経費按分比率を適正に行いつつ、収支バランスに留意していきます。 ・毎年度約1,500万円の減価償却費が発生することから、経費削減に努めるほか、建物修繕の資本支出や医療機器の更新を計画的に推進し、費用が平準化するよう努めていきます。

実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>費用削減に取り組みながら、経常収支については目標値を達成することができました。</p> <p>【指標2関連】</p> <p>令和6年度は減価償却費を上回る設備投資がなかったため、正味財産が減少しました。</p>
---------------	---

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率	目標値	91.6	88.7	87.9	87.3	88.5	%
	説明	該当年度ごとに経常収支比率(経常収益÷経常費用)を指標とする。		実績値	91.3	90.4	89.8	
2	正味財産の額	目標値	147,846	137,766	128,310	118,406	109,367	千円
	説明	正味財産の額の推移(指定正味財産＋一般正味財産)を指標とする。		実績値	135,632	122,884	107,612	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	C	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

- ・感染症予防対策を引き続き講じた上で費用削減に取り組みながら、各事業を実施し、経常収支については目標値を達成することができました。
- ・正味財産の額については、目標値を達成できませんでした。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

3. 業務・組織に関する取組①(令和6(2024)年度)

項目名	効率的・効果的な組織運営
計画 (Plan)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な事業の実施ための組織体制の強化には、職員のスキルアップが必要不可欠です。 ・研修に参加して終わりではなく、それを組織内でフィードバックする機会を確保する必要があります。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な事業実施体制を構築するため、内外の研修に参加し、個々のスキルアップを図ります。 ・また、研修して学んだ知識などは、組織内で繰り返し更新や復習を行います。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容を毎回選択できる民間の医療オンラインセミナーなどに参加し、習得した内容を他の職員と共有した上で効果的な方法を話し合い、各職員のスキルを向上させます。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容を毎回選択できる民間の医療オンラインセミナーに参加し、胸部レントゲンの見方として、「気管支の見方」や「横隔膜の見方」に関する知識を他の職員と共有したうえで、より効果的な事業実施に向けた実践的な内容を話し合い、各職員のスキルを向上させました。
---------------	--

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	研修会参加後のフィードバック件数	目標値	-	6	6	6	6	件
	説明 研修会参加後に組織内で実施した振り返り研修の件数 ※R4～R7年度の個別設定値: 5(目標値の95%)	実績値		6	6	6		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
<ul style="list-style-type: none"> ・胸部レントゲンの見方がわかり、呼吸器に関する実践的な対応について話し合いを行い、看護師のスキルアップを図ることができました。今後、当センターでの検診や健康相談時に、オンラインセミナーで学んだ知識を活かし、被認定者のケアに役立てます。 								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A セミナーに参加したことにより、看護師を中心とした個々のスキルアップ、組織内でのフィードバックの機会を設けることで、組織体制の強化を図ることができたため。

改善 (Action)			
実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
		I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	

法人(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
---------	---------------------	-----	-----------------------------

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)					
	経常収益	59,605	57,123	55,894	56,132	
	経常費用(事業費)	37,580	36,009	35,809	34,455	
	経常費用(管理費)	27,499	26,588	26,032	28,061	
	うち減価償却費	16,126	16,154	15,728	15,272	
	当期経常増減額	△5,474	△5,474	△5,947	△6,385	
	経常外収益					
	経常外費用	0				
	税引前当期一般正味財産増減額	△5,474	△5,474	△5,947	△6,385	
	当期一般正味財産増減額	△5,474	△5,474	△5,947	△6,385	
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)					
	当期指定正味財産増減額	△3,193	△6,740	△6,801	△8,887	
	正味財産期末残高	147,846	135,632	122,884	107,612	
	総資産	154,366	141,102	135,755	114,924	
	流動資産	6,520	5,469	12,301	6,742	
	固定資産	147,846	135,632	123,454	108,182	
	総負債	6,520	5,469	12,871	7,312	
	流動負債	6,520	5,469	12,871	7,312	
	固定負債					
	正味財産	147,846	135,632	122,884	107,612	
指定正味財産	83,994	77,254	70,453	61,566		
一般正味財産	63,852	58,379	53,002	46,046		
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益	14,163	14,840	14,488	10,426	
経常費用	人件費(事業費+管理費)	28,245	28,783	27,191	29,963	
総資産	特定資産(積立金等のみ)	13,041	14,341	15,641	15,641	
総負債	有利子負債(借入金+社債等)					
本市の財政支出等(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金		25,500	21,239	20,362	22,517	
負担金						
委託料		13,694	14,273	13,666	9,722	
指定管理料						
貸付金(年度末残高)						
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)						
出捐金(年度末状況)		6,660	6,660	6,660	6,660	
(市出捐率)		66.6%	66.6%	66.6%	66.6%	
財務に関する指標		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		100.0%	100.0%	95.6%	92.2%	
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)						
経常収支比率(経常収益/経常費用)		91.6%	91.3%	90.4%	89.8%	
正味財産比率(正味財産/総資産)		95.8%	96.1%	90.5%	93.6%	
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用		60.2%	56.7%	55.0%	51.6%	
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益		65.8%	62.2%	60.9%	57.4%	

法人コメント

本市コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
<p>公害健康被害被認定者の状況は、令和6年度末で40歳・50歳代の被認定者数が574人(54%、現在被認定者総数1,062人)いるため、被認定者が減少傾向にあっても、引き続き法人としての役割を担う必要があります。</p> <p>正味財産増減計算書においては、被認定者数は減少傾向にあることや被認定者が近隣の医療機関で検査を受ける事例が増加していること、加えて、センターへの検査・検診委託事業の令和8年度末終了方針により、検査収益が約307万円減少しました。正味財産期末残高は減価償却費や資本的支出の減により、約1,527万円の減額となりました。</p>	<p>今後、公害健康被害被認定者数は減少傾向にあり、近隣医療機関で受検する被認定者が増加していること、検査委託事業の委託終了方針に伴い、検査・検診事業の収益も減収となることが見込まれます。</p> <p>一方、費用については、人件費・施設維持費などの固定費が多くを占めており、弾力性の低い経常収支となっていることから大幅な改善は見込めないものの、可能な範囲で経費の節減を進めていきます。正味財産の額については、大幅な資産計上が見込めないことから、今後も減価償却相当額が連続していきまます。</p>	<p>本市が示した「川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について」を踏まえ、法人として、今後の対応について検討を継続していく必要があります。これまでセンターに委託してきた事業に関して、事業移行に向けて、本市は、被認定者へ個別の御案内・架電等により、不安の解消などの対応をしており、法人においては、委託の終了及び補助金の廃止まで、安定した運営に取り組むとともに、民間医療機関等を活用した事業への円滑な移行に寄与することを期待します。また、引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いつつ、受託事業を着実に実施していく必要があり、本市の医学的検査については、被認定者の状態に応じ、安心・安全に検査を受検できるよう対応していくとともに、呼吸機能訓練・呼吸器健康相談については、参加者に満足いただけるよう着実な事業実施に努めることを期待します。</p>

(2)役員・職員の状況(令和7年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	1	0	0	5	1	0
職員	1	0	1	1	0	0

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和6年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価**となるものであり、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、**社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくこと**で、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくもの**となります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「**行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会**」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「**出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針**」に改めました。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしました。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財) 川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財) かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財) 川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財) 川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	(公財) 川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財) 川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財) 川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	(一財) 川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	(公財) 川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	(公財) 川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	(公財) 川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	(公財) 川崎市生涯学習財団

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことに主眼があるため**その実施を担保する取組評価となっています。

・すなわち、取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4か年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の**各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等も確認**できるようにしています。

《取組評価シートの様式イメージ》

The image displays the layout of the evaluation sheet, divided into several key sections:

- Header:** 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和6(2024)年度)
- 法人情報 (法人概要):** Includes fields for 法人名(団体名) and 所管課.
- 経営改善及び連携・活用に関する方針:** A section for defining the organization's strategy.
- 法人の概要:** A table for recording basic information about the organization.
- 本市施策における法人の役割:** A table for defining the organization's role in municipal policies.
- 現状と課題:** A section for identifying current status and issues.
- 取組の方向性:** A section for defining the direction of future activities.
- 取組評価表 (Main Table):** A large table with columns for 取組名 (Activity Name), 指標 (Indicator), 達成率 (Achievement Rate), 費用対効果 (Cost-Benefit), and 評価 (Evaluation). It is divided into three main categories:
 - 1. 本市施策推進に向けた事業取組 (Business activities for municipal policy promotion)
 - 2. 経営健全化に向けた取組 (Activities for operational soundness)
 - 3. 業務・組織に関する取組 (Activities related to business and organization)
- 財務指標等 (Financial Statement):** A detailed table on the right side, including:
 - 法人情報 (法人概要)
 - (1) 経営状況 (Operating Status): 収支及び資産の状況 (Income and Asset Status) and 主たる勘定科目の状況 (Status of Major Accounting Items).
 - (2) 役員・職員の状態 (Status of Officers and Employees).

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

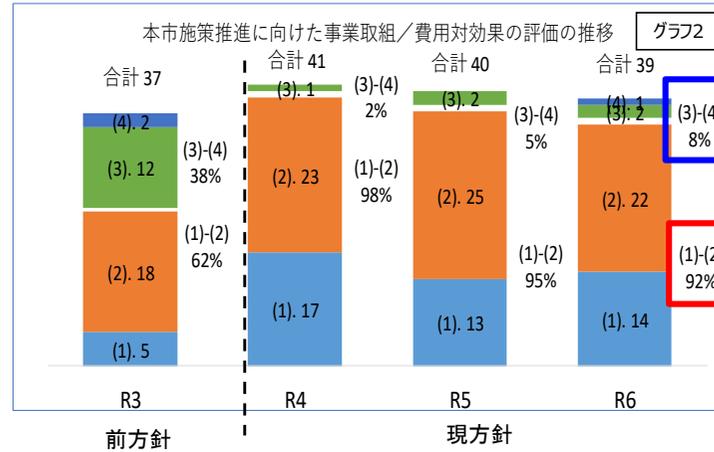
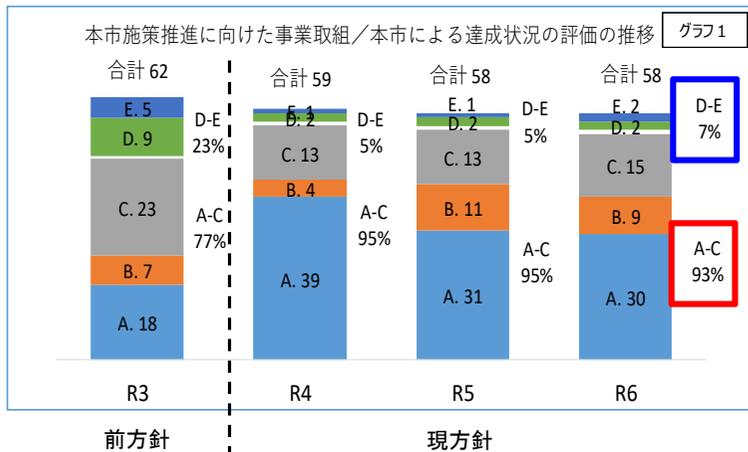
3 令和6年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組（グラフ1）は、24法人で58件の取組（うち39件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約93%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約92%と、令和4年度の目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約7%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約8%と目標未達となった課題のある取組も僅かに見られたところです。

・経営健全化に向けた取組（グラフ3）においては、30件の取組があり、本市による達成状況の評価が全て「A、B又はC」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要です。

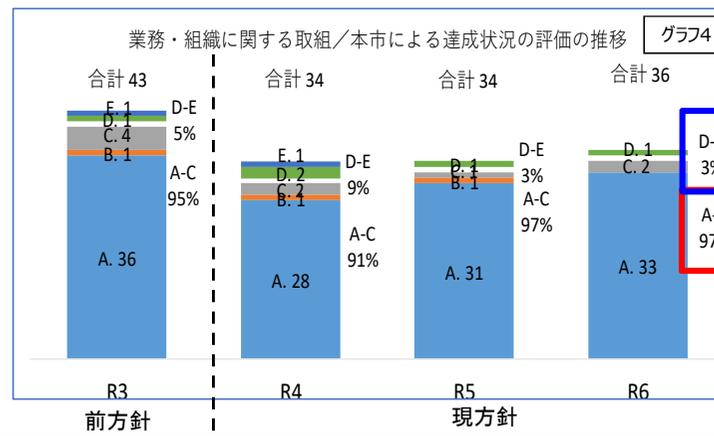
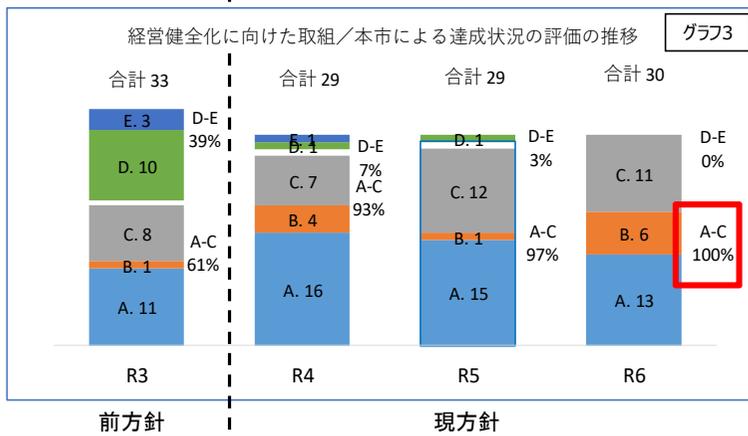
・業務・組織に関する取組（グラフ4）については、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と概ね適正な状況を保持しています。

・令和6年度については、令和4年度、令和5年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も引き続き、着実な各取組の推進が期待されます。一方で、法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要である。



- ＜本市による達成状況の評価区分＞
- A. 目標を達成した
 - B. ほぼ目標を達成した
 - C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
 - D. 現状を下回るものが多くあった
 - E. 現状を大幅に下回った

- ＜費用対効果の評価区分＞
- (1). 十分である
 - (2). 概ね十分である
 - (3). やや不十分である
 - (4). 不十分である
- ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり



令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

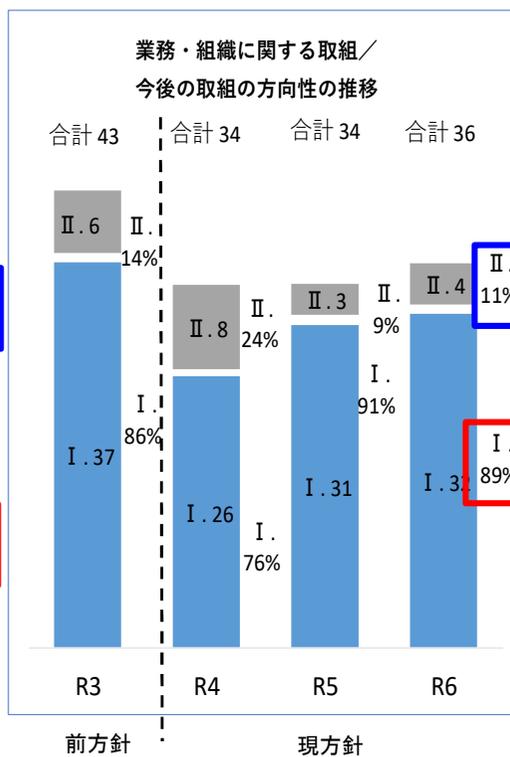
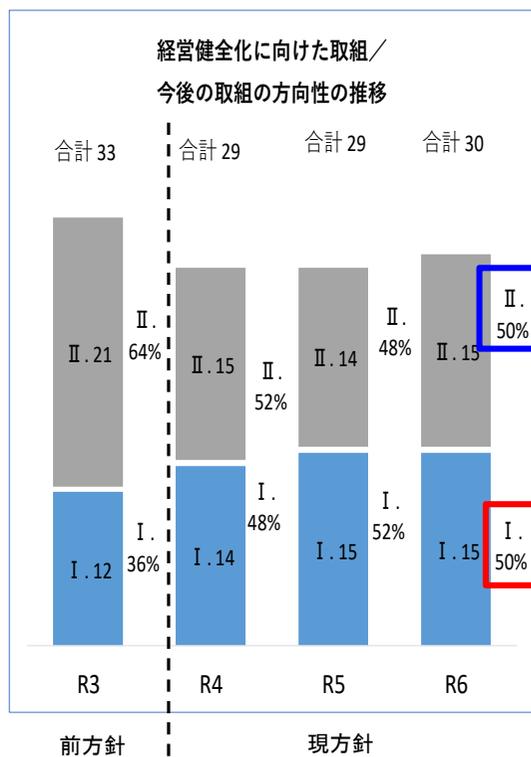
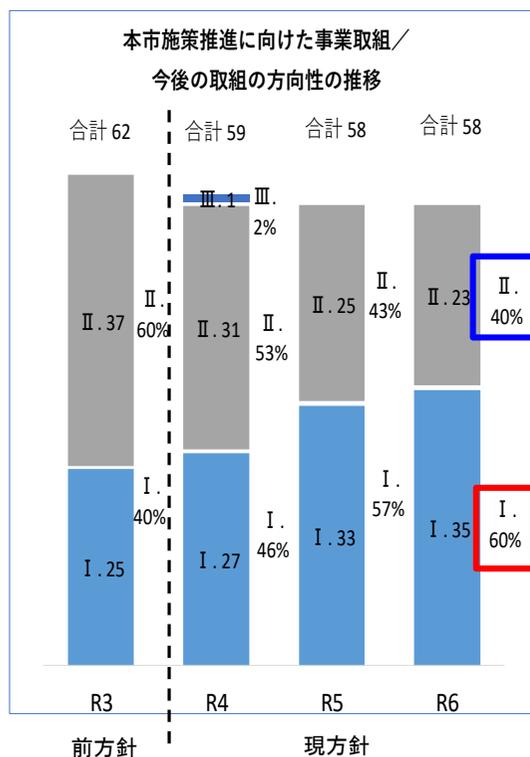
4 令和6年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約60%、50%、89%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要**です。

・各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約40%、50%、11%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくこと**も求められます。

・ただし、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和6年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

※今回の評価において、川崎市生涯学習財団の「寺子屋先生養成事業」については、入札により事業の受託ができなかったことから、本事業のみ取組評価の対象外。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 7 年 8 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 6 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の
審議結果について

令和 7 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 6 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和7年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和6年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく3年目の評価となるものであり、評価全般に対し、この間の物価の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計124の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した124の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 92% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 8% と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が全て「A、B 又は C」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要な状況である。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3% と、概ね適正な

状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和6年度は、令和4年度、令和5年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、一方で、法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要と考える。

(2) 審議内容

ア 社会経済状況の変化による各事業・取組への影響について

＜本委員会の意見＞

物価やエネルギー価格の上昇、人手不足などの社会経済状況の変化により、出資法人の各事業・取組においても大きな影響が発生している中、経費の上昇に対して適切な対応を実施していくとともに、深刻化する人材確保の課題についても、広域的な視点や関係機関・行政との連携による対応の検討など、将来の持続的な取組を見据え、知恵を絞って対応していくことが必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施しており、目標未達成となった課題のある取組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、社会経済状況の変化等に伴う新たな対応については、市と法人が緊密に連携し、人材の確保・育成に向けた具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が

必要と考える。

イ 出資法人における経営改革等の共有について

<本委員会の意見>

出資法人の経営にあたって、各法人における制度や分野、公共性と民間でのマーケットビリティの違いなどはあるものの、民間企業での経験やノウハウを各法人の経営改革やマネジメントに共有していくなど、法人間での好事例の横展開を行うことは必要であると考えます。

<市の見解>

本市の出資法人の形態は、公益財団法人から株式会社、一般財団法人、個別法に基づく法人とあり、設立目的や期待される役割・ミッション、また抱えている課題も法人ごとに様々な状況にあるものの、本市としては、出資法人の「自主的・自立的な経営」、「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえつつ、法人運営の最適化や本市の施策の推進に向けた取組、ガバナンスの確保等に関する指導・調整とともに、法人の様々な取組事例や課題に関して共有化を図ることは、効率的・効果的な施策推進に寄与することから、様々な形での共有化の取組を実施していくことは重要であると考えます。

ウ 出資法人の存続意義等について

<本委員会の意見>

出資法人の「効率化・経営健全化」と市との「連携・活用」を図るため、毎年度、PDCAサイクルを着実に実施し、経営健全化の取組を適切に行っていくことは引き続き必要であるものの、法人の経営状況（指標）が「目標未達であること」のみをもって法人の存続意義を議論するのではなく、法人の設立目的やミッションが現在の社会経済状況に適切に対応できて

いるかなどの観点をもって、検討、確認していくことが重要と考える。

<市の見解>

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存続意義等も含めて検討するとともに、取組の評価を行える指標等を改めて検討し設定する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解（計 11 件）

項目	意見	市の見解
かわさき市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>・指標 1 「施設利用者数」について、目標値と実績値の乖離が毎年大きい。目標値はコロナ禍前の状況を考慮して設定しているとのことだが、法人コメントでは「コロナの影響もなくなりつつある中」とあるが、その状況下で実績値が伸び悩んでいることについて、原因の深堀りが必要ではないか。</p>	<p>・実績値が目標値に達しなかった理由としては、コロナ禍をきっかけに、コロナ禍前から施設を利用していた団体が活動を止めたり、オンライン利用に切り替えたことなどが主な理由の一つと考えています。このような状況を踏まえ、令和 7 年度については、事前の登録制の廃止、レイアウトの変更、中高生が使いたくなるフリースペースにするためのアイデア検討会を行うなど、これまで以上に市民が利用しやすく、魅力のある施設にすることにより利用者数を向上させる取組を実施しております。今後も改善を重ねながら、利用者数の増加に向けた取組を実施します。</p>
川崎アゼリアの施設環境整備事業について	<p>・指標 3 の通行者数の目標値の変更は、事業の進捗に合わせた上方修正ということによいか。</p>	<p>・通行者数の目標値の変更について、来街を誘引する立ち寄りやすい雑貨店を誘致した他、新アゼリアカードの発行に伴う 10 倍ポイントキャンペーンや広場等を利用した短期催事・イベントの開催など、誘引施策の展開による取組の進捗を踏まえ、直近 4 年で最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値とするものです。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 2 の CO2 排出量は逡減化しているが、令和 7 年度の目標値を実績を踏まえ変更（排出量を下げる）したほうがよいのではないか。 ・令和 7 年度の行政サービスコストを増額変更（修正）しているが、その主な理由は何か。令和 6 年度実績程度に収めるなど、企業対応では困難か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2 排出量について、空調機設定温度等の調整など環境に配慮した施設維持の取り組みを続けており、直近 4 年間の最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値に変更します。 ・行政サービスコストの令和 7 年度の増額について、公共地下歩道の性質と障害者福祉への観点から、アゼリア地下街への点字ブロック設置等に関して、市が財政的負担を行い、アゼリアが整備を行うことから、同額分変更するものです。
<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場内事業者に対する利用料金についても、令和 6 年度中に顧客と交渉を継続し、令和 7 年 4 月から改定するなど、全ての事業者に対する利用料金の値上げを行いました。今後も、電気料金をはじめとする諸物価、人件費等の上昇傾向が継続する場合には、売上高の維持・向上の取組に加えて、サービス提供原価に見合った利用料金の再改定を検討していく必要があると考えています。

<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部市場の機能更新において、冷蔵設備の主な利用者となる場内の水産卸売・仲卸事業者の構成や、冷蔵保管需要の変化を着実に予測しながら、適度な比率で場外事業者との取引を継続することは、法人の安定的な経営を維持するために必要であると考えています。 ・現在の場外事業者の利用動向を分析する中で、市場内の冷蔵倉庫であっても、周囲に大型冷蔵倉庫がない立地環境を活かして、場外事業者からの需要を獲得することについては、一定のポテンシャルがあると考えており、既存顧客への聞き取りによりニーズの的確な把握に努めるマーケティングの実施など、引き続き、顧客獲得の方法を検討しています。
-----------------------------	---	--

<p>川崎市シルバー人材センターのシルバー人材センター受託事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの登録年齢は60歳からということだが、定年の延長や再雇用など60歳以降も必要とされる現在の求人状況を考慮したものとなっているのか。今後の検討が必要ではないか。 ・行政サービスコストが大幅に減少している理由が、事業の効率化等によるものではないと思われるが、今後の見通しについてどのようなになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの事業は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められ、第37条において都道府県知事から指定を受けています。高齢法における定年の下限が60歳と定められている現在、全国のシルバー人材センターでは登録年齢は60歳以上とされ、年齢の上限はありません。当センター登録会員の平均年齢は76.8歳と高齢化が進んでおり、高齢化が進む会員に対する就業環境の整備及び就業先の開拓等を進めていく必要があると認識しています。第4期基本計画において、就業の場を確保するだけでなく、就業以外の社会参加や生きがい創出のための活動の場の確保についても検討し、高齢者の多様なニーズに対応できる組織になるよう努めてまいります。 ・行政サービスコストにおける市委託料は、センターにおける委任・請負業務であり、12%の事務費を除いた額は全て就業会員へ支払う配分金となります。令和5年度及び令和6年度では市大型受注の契約終了に伴い、委託料は大きく減少していますが、今後においては、新規受注の開拓等を着実にを行い、企業・公共等の受注拡大を図ってまいりたいと考えます。
---	---	---

<p>川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同協会の事業対象者は、障害のある方が多いと思われる中で、高齢者や基礎疾患を理由に目標が達成（事業に参加）できなかったとなっているが、それではいつまでも事業が推進されないのではないか。なぜ参加できないのか、またその対応策を深堀りして検討する必要があるのではないか。むしろ、これからを見据えた場合、高齢者や障害者など対象が増える可能性がある中で、きちんとした現状分析が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練等事業は、以前から参加者のうちリピーターの方が占める割合が多く、この方々が高齢化や障害の重度化により外出のハードルが高くなり、本事業への参加が難しくなったことが、参加者数の伸び悩みの主たる要因と考えています。 ・このことを踏まえ、今後の事業推進にあたっては、リピーターや高齢者だけでなく、若い年代など新たな層の獲得が必要であると認識していますので、若い年代も参加しやすい体制や興味をもってもらえる内容などの検討と併せて、他の機関や共催団体とも連携し、新しいアプローチ方法の模索に取り組みたいと考えています。 ・また、生活訓練等事業については、障害別に教室を開催しており、参加者数を伸ばしている教室もあることから、取組の好事例を他の教室開催に横展開を行うなど、参加者増へつなげるよう、実施内容の改善に取り組みます。
-----------------------------------	---	---

<p>川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指標1の生活訓練等事業への参加者数は、実績は横ばいないし減少傾向にあるところ、令和7年度の目標値に変更はないが、現実的に実現可能性はあるのか。 ・指標2のスポーツ大会等への参加者数は、令和6年度目標をクリアしているが、令和5年度実績を下回っている。また、すでに令和7年度目標を上回っていることから、協会の取組み（思惑）と目標・実績が連動していないようにも見受けられるが、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標1の生活訓練等事業への参加者数についてですが、令和7年度の目標値が3,800人に対し、直近令和6年度の実績値は1,844人となっています。参加しやすい企画の実施など、多くの方が参加いただけるように取り組んでおり、複数の企画で、令和5年度から参加者数の増加に繋がりました。しかしながら、令和6年度の実績値と令和7年度の目標値の乖離幅から現状では目標値を達成することは難しいと考えており、現状の分析と今後の取組を検討するため、改めて共催団体とともにニーズの把握を行ってまいります。 ・指標2のスポーツ大会等への参加者数についてですが、自由参加のイベントなどにおいては、天候により影響されることもあることから、実績を予見しづらい面があります。 ・令和5年度に対し令和6年度の参加者数が減少している主な理由は、令和5年度の市民祭りにおいては、体験系のブースの出展は本会のみでしたが、令和6年度は、例年どおり複数の出展者があり、参加者が分散したことにより1,600人から1,300人になったと分析しています。
-----------------------------------	--	--

<p>川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・等々力緑地の PFI 事業で失った収入を取り返す手段として、具体的にどのような取組を実施しているのか。また、今後の対応等について、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度以降、協会の経営の健全化のための組織体制の構築に向けた検証を行い、市と協会で協議を重ね、事業の見直しと効率化を図りながら、収益確保に向け取組を進めてきました。 ・令和 6 年度には、駐車場運営の効率化や新規駐車場調査の検討を行うとともに、自動販売機の設置拡充の推進、キッチンカーなどの活用と拡充などを進め、また、緑関係施設の指定管理事業の受注、持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託のプロポーザルへの応募にも積極的に取り組み、みどりの専門知識を有した新規プロパー職員 2 名を採用するなど、効率的な組織体制を整備しながら事業拡充を図ってまいりました。 ・一方で、現状も赤字経営が続いている状況を踏まえ、収益のさらなる確保に向けて、今後の対応として、プロポーザルへの応募のほか、川崎市 PPP プラットフォームセミナーの参加を通じて情報収集と職員のスキルアップを図り、新規事業獲得に努めるとともに、新規駐車場の調査や自動販売機の設置に向けた各区地域への営業を実施するなど、持続可能な協会運営を目指してまいります。 ・なお、令和 6 年度に開催された全国都市緑化かわさきフェアのレガシーとなるグリーンコミュニティの形成における重要な中間
---------------------------------	---	--

		<p>支援事業者としての参入を目指しており、これまで協会が培ってきた地域住民や市民ボランティアとの信頼関係は、グリーンコミュニティの形成における大きな財産であることから、こういった強みを生かし、新たな収益の確保に向けても取組を進めてまいります。</p>
<p>川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標と実績の乖離が大きい中で、目標値、また目標値の設定についてどのように考えているのか。 ・しっかりとした原因分析を行ったうえではあるが、出資法人の連携・活用という観点では、到底達成できない目標を追い続けることは現実的ではないのであれば、例えば次期方針の検討にあたっては、法人がマネジメントできる指標を設定するということも必要なのではないか。 ・また、市として20万TEUを目標と掲げるのであれば、達成に向けたロードマップはきちんと考えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定については、コンテナ取扱貨物量が令和2年度までの間、10年連続で増加し、同年度には過去最高の16万TEUを記録したため、令和4年度以降、毎年1万TEU増加させることで、官民目標である令和7年度までに20万TEUの目標を達成するという考え方によるものです。一方で、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量は令和5年度まで減少しています。令和6年度においては、対前年度比で貨物量が僅かに増加に転じていますので、過去最高の取扱量であった16万TEUの水準まで貨物量を回復させ、さらに官民目標である令和11年度までに貨物量20万TEUの達成に向け、引き続き官民一体となってポートセールス等に取り組む必要がある点に変わりがないことから、現方針期間中において、目標値の修正は行わないこととします。

		<ul style="list-style-type: none">・一方で、社会状況の変化に拠るところが大きいものの、目標値と実績値の乖離が著しい状況が続いている状況を踏まえ、次期方針の策定に向けて、法人がマネジメントできるような指標設定について検討を進めます。・また、コンテナ取扱貨物量 20 万 TEU の目標は、市が単独で掲げるものではなく、官民で構成される川崎港戦略港湾推進協議会において掲げているものです。ポートセールスの活動方針については、同協議会において各年度で国内外のターゲット・エリアを選定し計画的にポートセールス活動を行っています。目標達成に向けて、まずは、協議会の方針に沿ってポートセールス活動を推進し、過去最高の取扱貨物量となった令和 2 年の水準までに回復させるとともに、令和 6 年度からのコンテナ貨物補助制度のトライアル事業の新設、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町線の完成予定などを好要因として、川崎港の利便性等が向上することを PR し、更なる貨物量増加のため、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでいきます。
--	--	--

<p>川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界的なサプライチェーンの混乱や、中東地域の情勢等の影響を受け」など目標未達の理由について、世界経済状況等の外的な要因との記載があるが、こうした外的要因が収まれば「コンテナ取扱貨物量」は回復すると考えているのか。また、法人としてできることを着実にやっていく必要もあると考えるが、ポートセールスも含めどのようなことに取り組めるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量が令和5年度まで減少していたところですが、川崎港の利便性をPRすべく、官民で連携したポートセールス活動を継続的に行い、令和6年度は貨物量が対前年度比で僅かに増加に転じたところです。なお、新型コロナウイルス感染症がもたらした船社による航路スケジュールの調整や貨物量の多い港湾への貨物の集約化の影響等は、貨物量減少の要因となった新型コロナ感染症が収束した後も、一度定着した輸送ルートを改めて川崎港揚げに戻すことは容易ではありません。 ・これまでの継続的なポートセールス活動において、川崎港の利便性をPRしてきた中で、その成果として、令和7年6月には川崎港と釜山港を結ぶ新たなコンテナ定期航路が開設されたところであり、今後、釜山港経由で北米や欧州をはじめとする世界の主要港と川崎港が結ばれることから、これまで獲得ができなかった新たな荷主の獲得が見込まれます。 ・そのほか、貨物量増加につながる動きとしては、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町
-------------------------------------	---	--

		<p>線の完成予定などがあり、これらを好要因として、川崎港の利便性等が向上することをPRし、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでまいります。</p>
<p>川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 ・昨今重要性が増している防災関係KPIの目標が軒並み未達。目標は適正であったのか。 ・地震体験の入札不調等とはどのようなも 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標1の「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」について、コロナ禍などの社会変容があったことから、他者との身体的接触に対する市民の心理的負担の増加などが未達要因の一つとして想定できますが、その他にも様々な要因が影響している可能性も考えられますので、実施割合の向上に向けては、まず、市民救命士等を1人でも多く養成していくことが重要であると認識しています。 ・指標2の「市民救命士等の養成者数」については、令和3年度から指標としており、公社への業務委託前の実績値（各消防署8署で同事業を実施していた際の養成者数）等を踏まえて目標値を設定しましたが、事業に携わる人員がはるかに多い状況においての実績値でしたので、現状の消防指導公社の体制に照らすと、目標値としては高い設定であったと認識しています。 ・一方で、両指標ともに、目標未達が続いているものの、令和4年度から実績値は毎年増加していることを踏まえ、引き続き多様

	<p>のか。その原因分析はできているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務的にはまだ問題は大きくはないが、それよりも活動目標を目指すだけの経営資源が投入できていないのではないか。 	<p>な市民ニーズに応えられるよう、効率的・効果的な講習の実施形式等を検討し、市民救命士等の養成に努めるとともに、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定に向けて、適切な目標値設定についても併せて検討したいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標3の「地震体験車の利用者数」については、令和4年度及び令和5年度は目標を大きく上回っていましたが、令和6年度は契約時期が遅れたことが影響し、令和6年度は目標未達になったものと考えています。なお、令和7年度は4月から契約しており、目標は達成できるものと考えており、目標は適正であると認識しています。 ・上記契約時期の遅れの詳細としては、地震体験車の派遣を伴う消防訓練委託事業について、前年度までの実績により適切に積算した上で一般競争入札を実施しましたが、予定価格超過のため不調となったものです。なお、入札不調となった原因につきましては、入札事業者の人件費増加等によるものと分析しています。当該事業については平成27年度から一般競争入札を実施していますが、令和6年度においては、当初入札参加意志を表明した事業者が、公社以外にも1社あったものの、同社については人員確保が困難であるという理由で、入札直前に辞退したことから、仕様
--	---	--

		<p>書に定める人員配置等に対応できる業者が公社以外に存在しないため、随意契約締結について検討し、令和6年9月、契約締結に至っています。令和7年度につきましては4月から随意契約方式により契約を締結しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・消防指導公社の人員確保についてですが、人員が確保できないことにより事業自体の実施も危ぶまれてくると認識していますので、人材確保、人材流出防止も含め、経営改善に向け、公益目的事業としての適正収支の確保、収益性の向上、職員の処遇改善について市と公社で連携し、取り組みます。・経営資源については、御指摘のとおり、目標を達成するための人員が足りず、人員確保及び人材流出防止について課題であると認識しています。市と公社で連携し、改善できるよう取り組みます。
--	--	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解（計 13 件）

項目	意見	市の見解
川崎市文化財団の自立性の確保について	<p>・法人コメントでは「物価高騰等の社会状況の影響などにより支出が増えた」とあるが、令和 5 年度取組評価では、人件費や物価高騰のほか、特にミュージア川崎シンフォニーホールの主催事業は円安の影響も受けたとされているが、引き続き影響はあったのか。引き続き影響があった場合には、例えば、海外オーケストラの招聘公演のような取組は、大人数の渡航費・滞在費など為替や物価変動によるリスクが大きいと考えられるが、仲介あっせんを行う事業者などの関係主体とは適切なリスク分担がなされているのか。また、その分担について、見直しの余地があるのか。</p>	<p>・令和 6 年度に開催した海外オーケストラ 2 公演についても、前回開催（平成 30 年度及び令和元年度）と比較すると、委託金額は 15～30% 程度上昇しており、渡航費等を含む為替レートの影響を受けていると考えます。</p> <p>・リスク分担については、オーケストラにより出演料が異なる中で、公演予定の数年前からスケジュール、公演内容の調整等を行っており、高額な出演料を要する著名なオーケストラの公演をはじめとして、この先の社会情勢を見据え、上昇金額を考慮しながら契約限度額を設定し、適正なリスク分担となるよう招聘元と調整し、契約しています。</p> <p>・また、現在の契約上、リスク分担については、「不可抗力のため実施不可能になった場合には協議」としていますが、物価変動に関しては、特に明記されていません。しかしながら、社会状況の影響を更に大きく受けると想定される場合については、リスク分担のあり方も含めて、今後も、招聘元とも慎重に協議を重ねていきます。</p>

<p>川崎市文化財団の自立性の確保について</p>	<p>・指標2「一般正味財産額」の目標未達、また前年度からの減少（今年度赤字計上）は、収入増を上回る経費増（物価高騰や円安の影響）によるものということだが、増収努力は素晴らしいものの、収支改善に向けて想定している具体的な取組などの方策の有無を確認したい。</p>	<p>・コロナ禍以降、映画業界の観客は8割程度までしか回復しておらず、指定管理施設のアートセンターも同様の状況となっています。劇場はこれまで定期的に劇場を借りていただいた団体が都内に移転したことなどにより貸館収入が減少しました。令和6年度は大幅な減収となったことから、令和7年6月に経営改善計画を策定し、財政の再建、集客及び認知度の向上の3本を柱にすえ、改善に向けた取組を進めます。具体的には、映像館においては、これまで休映日としていた月曜日の上映や、劇場の公演や貸館がない日における、劇場での映画上映などにより増収を図るほか、演劇の制作に伴う人件費の高騰から可能な限り内製化を図り経費の削減などの取組を令和7年7月から行うこととしました。</p> <p>・音楽ホール等を兼ね備えたミュージアム川崎シンフォニーホールについては、引き続き、入場料収入及び施設利用料収入等の確保の他、主催事業等を含む委託費の精査、効果的・効率的な事業執行、デジタル化等による諸経費の削減等、利用者へのサービス提供や満足度を妨げない範囲での支出削減に向けて取り組んでいます。</p>
---------------------------	---	--

<p>川崎市スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>・かわさき多摩川マラソンの申込数増加により収入が増加した一方で、物価高騰等の影響により、赤字決算となり正味財産額が減少したということだが、具体的にどの点に物価高騰等の影響があったのか。マラソン参加料の改定も含めて、法人全体の収益構造の改善に向けた取組を検討すべきと考えるが、具体的な取組イメージがあるか確認したい。</p>	<p>・物価高騰等の影響としては、各種事業の実施に伴う、消耗品費・委託費・雑費などが増加したこともあり、赤字決算となったところでは。</p> <p>・収益構造の改善に向けた取組として、現在指定管理を受けている施設について継続して指定が受けられるよう、代表企業・構成企業と連携し取り組むとともに、市内の団体・企業等に新たな賛助会員・寄付金等を獲得するための引き続きの働きかけや、令和7年度から一部教室・イベント参加料の値上げを実施します。</p> <p>・なお、かわさき多摩川マラソンの参加料について、令和6年度</p>
<p>川崎市スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>・大きな赤字計上ではないが、目標は未達とのこと。スポーツ教室値上げや参加料の改定等増収努力の跡は見られるが、事業性を確保するのは難しいのではないか。収支改善に向けての今後の見通しについて確認したい。</p>	<p>は参加者の増加もあり事業単体で収支均衡したため、改定は見送りました。</p>
<p>川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について</p>	<p>・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのよ</p>	<p>・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。(P10掲載)</p>

	うに考えているのか。	
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。（P11 掲載）
川崎未来エネルギーの収益性の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったとのことだが、 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者への電力供給については、事業拡大期である令和9年度からの実施を予定していましたが、市内の事業者から電力を供給できないか数多くの相談を受けたことから、今後の事業拡大

	<p>想定していなかった事項なのか、要因発生の理由と今後の見込みについてどのように考えているのか。</p> <p>・未来エネルギーの取組としては、パートナー事業者との事業だけでなく、広く市域に再エネを普及していく事業が必要と考えているが今後の取組はどのように展開されていくのか。</p>	<p>を見据えて、川崎未来エネルギーは民間事業者との協業を開始し、ヤマト運輸等との契約を締結しました。今後についても、市内需要家からの再エネ導入の相談があった場合は、廃棄物発電の調達計画や新しい民間事業者の需要量を精緻にシミュレーションするとともに、必要経費を計上する中でもコストダウンを意識するなどして、収益性を確保していきます。</p> <p>・今後、地域への再エネ普及等を促進していくため、民間事業者への再エネ小売電気事業のほか、市内民間施設へのP P Aモデルの導入といった電源開発や、市内の需要家に対するエネルギーマネジメントについて、社会動向や技術動向を踏まえた検討を行っていきます。</p>
<p>川崎未来エネルギーの収益性の確保について</p>	<p>・指標2の達成は需給管理の適正性を、指標4の目標を大幅クリアは資金計画の精査の的確性を表しているものと思料する。</p> <p>・指標1の経常損益、指標3の営業利益比率は、目標と実績の状況を踏まえると、令和7年度目標は現実的に達成可能なのか。その根拠は。</p>	<p>・令和6年度については、余剰電力収入が計画を下回ったことにより営業収益が当初計画より減少したこと及び民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったことにより、経常損益及び営業利益比率は目標値を下回りました。</p> <p>・令和7年度については、公共施設への供給量の増やヤマト運輸のほか、新たに、川崎信用金庫の高津支店と梶ヶ谷支店にも電力を供給するなど、小売の需要量が増えたことで、令和7年度の指</p>

		<p>標に達するものと考えています。</p>
<p>川崎未来エナジーの収益性の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財務的な問題はまだ大した問題ではないと思われるが、この法人の存在意義を鑑みて、市の廃棄物発電以外の再エネ電力調達はどうだったのか（市場内外、市域内外など）。その努力の評価はいかがか。また、その調達単価はどうだったのか。 ・「民間との協議など計画以上の事業を開始したことによる新たな経費」とはどのようなものか。 ・エネルギープラットフォームとして、エネルギーマネジメントの成果はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域への再エネ電力供給量 98.64Gwhのうち、廃棄物発電が 89.06Gwh、市場からの調達が 9.58Gwh となっており、廃棄物発電と市場からの調達で事業運営を行いました。なお、令和6年度は相対電源においても、市域内・市域外から電力を調達していません。市場外や市場調達比率について、月毎に需要と供給のバランスを見ながら年間を通じて10%以内に抑えられたことから、適切に需給管理が行えたと考えています。 ・今後の事業拡大にあたっては、市廃棄物発電のほか、相対電源等の電源調達も見据えた事業運営を図っていきます。なお、不足する電力は市場から調達していますが、市場の約定価格は季節要因などにより変動しますが、令和6年度平均は 12.29 円/kWh（JEPX：日本卸電力取引所）であり、想定範囲内であると考えています。 ・民間との協議を開始したことによる新たな経費については、川崎未来エナジーから電力を供給できないか数多くの相談を受け、今後の事業拡大を見据えて、民間事業者との協業を開始したことから、業務量増加に伴う人員の増強や、民間営業費用などが必要となりました。

		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎未来エナジーは、地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を担うこととなっており、令和6年度については、関係団体の会議や市関係会議への出席、講演等を行い、市域への再エネ普及を目的としたプロジェクト組成に向けて、市内事業者等とのネットワークづくりに努めました。エネルギーマネジメントについては、市内の需要家に対する太陽光発電設備や蓄電池設置の促進等の事例を踏まえ、社会動向や技術動向などを踏まえた検討を行いました。
<p>みぞのくち新都市の財務状況維持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は長期化しているが、今期は19百万円の赤字とのこと。テナントリーシング能力はあるのか。テナント家賃の値上げは検討されているのか。 ・そもそもの存在意義は薄れていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、当初から余剰金を活用した戦略的な設備投資のために50,650千円の赤字予算を組んでいた中で、集客力の高い隣接テナントを拡大することとするなど、お客様ニーズ、消費動向等の適切な分析を今回のリーシングに反映させることによって、増収減益（5,699千円の増収、18,504千円の減益）となり赤字幅を縮小した状況です。については、赤字理由はリーシング（売上高）によるものではなく、丸井のノウハウも活用しながら適切にリーシングが実施されています。テナントの更新時において、運営状況等を踏まえ、賃料を含めた協議を行っております。なお、当面の投資期間の終了目途となる令和12（2030）年度以降は黒字化される見通しであり、その間も、毎年、投資計画のローリングを行

		<p>うなど、適切に収支バランスをコントロールしていきます。</p> <p>・法人の運営にあたっては、川崎市・地元権利者・丸井の三社の総意を運営の基本としています。健全なテナントの選定や賃料の徴収、権利者で組織する共有者組合との調整などを行いながら、単なる利益追求ではなく、キーテナントである丸井と再開発以前から溝口で商売をされ、再開発ビルに出店された方、地元の再開発権利者などとの間に立ち、事業の継続性と中立性を維持するなどの役割を期待されています。現に、地域貢献事業として各種イベントの実施や、市の施策に準じた環境対策にも積極的に取り組んでおり、本市としても、今後も引き続き、溝口駅周辺の地域の活性化に向け一定の関与が必要と考えています。</p>
<p>川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について</p>	<p>・PFI事業に伴い失った収入を取り返す手段として、新たな指定管理の受託や自販機設置等の取組を進めていると思われるが、なくなった収入を取り返すだけの工夫として充分と考えられるのか。この間の取組として検討されてきている事項はどのようなものがあるのか。</p>	<p>・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業」における市の見解と同様になります（P15、16掲載）。</p>

<p>川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様になります（P 19～21 掲載）。
<p>川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率は目標未達で正味財産も逓減しており、経営状態に課題があると考えられるが、改善に向けて、原因分析、今後の見通し、また具体的な方策をどのように考えているか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾アクアラインの消防活動に係る車両及び資機材の保守管理業務については協定満了である 2037 年までの契約金を一括受領しており、取り崩していることから、正味財産の逓減については想定しているところです。しかしながら管理部門に係る経費に対する収入が不足していることや昨今の物価高騰による経常費用増加により経常収支比率は 100%を下回っており、経営状況は依然として厳しい状況と言わざるを得ません。 ・公社が実施する事業はいずれも市民ニーズが高いと認識してい

		ますので、必要な人員の確保と併せ、管理の効率化による経費見直しや物価上昇に応じた収入増加の取組等により、経営改善に繋がっていきたいと考えており、市と公社で連携し、改善できるよう取り組んでいきます。
--	--	--

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔 (会長)	関東学院大学 法学部 学部長・教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部 学部長・教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 国際 PPP 研究所 リサーチパートナー 千葉商科大学 総合政策学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

- ・ 第 1 回委員会

令和 7 年 6 月 30 日 (月) 川崎市役所本庁舎 3 階 302 会議室

- ・ 第 2 回委員会

令和 7 年 7 月 28 日 (月) 川崎市役所本庁舎 2 階 204 会議室

WEB 併用会議にて開催